

令和5年度教育費援助制度のお知らせ

「就学援助費・特別支援教育就学奨励費」

狛江市では、経済的理由により、教育費の支払いにお困りの保護者に対して、給食費や学用品費の代金の一部を援助する制度「就学援助費」と、特別支援学級に在籍し、又は特別支援教室に通っている児童・生徒がいる保護者に対して、経済的負担を軽減するための援助制度「特別支援教育就学奨励費」を実施しています。御希望の方は、下記のとおり申請ください。

◆申請受付期間・時間◆

令和5年4月3日（月曜日）から令和5年5月1日（月曜日）まで
午前8時30分から午後5時まで

※上記申請受付期間以降でも申請可能です。その場合、申請された日の翌月分から認定になります。

◆申請先◆

狛江市役所3階学校教育課窓口
郵送での提出も受け付けます。5月1日（月曜日）必着
【郵送先】
〒201-8585 狛江市和泉本町一丁目1番5号
狛江市教育委員会教育部学校教育課
※学校経由での提出は受付できません。

◆申請に必要なもの◆

- 1 就学援助費及び特別支援教育就学奨励費受給申請書
- 2 【借家で令和4年中に所得がある方】
令和4年12月の家賃金額のわかる書類のコピー
（例）賃貸借契約書など
- 3 【令和5年1月1日現在狛江市に住民登録のない方
（単身赴任等の理由により別居している方も含む）】
令和4年中の収入又は所得を確認できる証明書
（例）源泉徴収票、所得税確定申告書のコピー（受付印があるもの）
令和5年度課税（非課税）証明書（現在、取得できません。各自治体での取得ができ次第提出してください。）

※書類に不備等があると受理できない場合があります。余裕を持ってご持参ください。

※前年度対象であった方も、毎年度申請が必要です。

※令和5年3月に新入学学用品費の入学前支給を受給している方も、申請が必要です。
なお、新入学学用品費の入学前支給申請時とは、審査時に基準とする所得の年度が異なるため、認定結果が異なる場合があります。

※狛江市外にお住まいの方は、居住地の教育委員会へお問合せください。